

情報交流（CRIN）の実施に関する個人情報保護方針

個人信用情報機関は、個人信用情報を登録・管理し、会員にその情報を提供すること並びに個人信用情報機関が提携し、各機関の登録・管理する個人信用情報を相互に交流（CRIN=Credit Information Network）することによって、会員における適正与信に一定の役割を果たすとともに、消費者信用市場の健全な発展に貢献しています。

個人信用情報は、個人のプライバシーに深くかかわる情報であるため、各個人信用情報機関では、その情報を厳正に管理するとともに、個人の利益の保護が図られるよう努めております。情報交流（CRIN）における個人信用情報の取扱いに関しても、同等の措置を講じています。

私ども、情報交流（CRIN）の実施に関わる、全国銀行個人信用情報センター、株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シー（以下「情報交流実施機関」という。）は、適正与信に不可欠な社会的インフラとして果たすべき役割にもとづき、以下の方針に従い、提携する個人信用情報機関が相互に連携し、個人信用情報の適切な管理措置を講じ、個人の利益を保護することに努めることを宣言いたします。

1. 法令等の遵守

情報交流実施機関は、個人信用情報の取扱い(安全管理措置を含む)にあたって、「個人情報保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」、同法に関する関係法令および主務官庁ガイドライン等を遵守します。

2. 取得・提供について

- (1) 情報交流実施機関は、加盟会員が本人の返済能力・支払能力を判断するために必要で、かつ、取引内容、支払状況等の客観的な事実にもとづく個人信用情報を取得します。
- (2) 情報交流実施機関は、取得した個人信用情報を、返済能力・支払能力の調査に必要な参考資料として会員および提携する個人信用情報機関の会員に提供します。
- (3) 情報交流実施機関は、上記（1）（2）について、あらかじめご本人の同意を得ます。

3. 安全管理措置について

- (1) 情報交流実施機関は、個人信用情報の漏えい、滅失および改ざん等を防止するため、適切な内部管理体制の整備を図るとともに、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 情報交流実施機関は、個人信用情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、その取扱いを委託された個人信用情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

- (3) 情報交流実施機関は、個人情報保護法、主務官庁ガイドライン等に従った安全管理措置が実施されていることを確認するため、外部監査を受けます。

4. 会員管理について

- (1) 情報交流実施機関は、適正な事業者のみが会員となるよう、入会申込時において、あらかじめ定めた入会基準にもとづき、厳正に入会審査を行います。
- (2) 情報交流実施機関は、加盟会員が、入会後に入会基準を逸脱することがないようにモニタリングを実施します。
- (3) 情報交流実施機関は、機関から提供を受けた返済能力・支払能力に関する個人信用情報を、加盟会員が返済能力・支払能力の調査以外の目的のために利用することがないように、適切かつ継続的なモニタリングを実施します。
- (4) 情報交流実施機関は、加盟会員による個人信用情報の不適切な使用があった場合には、当該加盟会員に対し、利用停止や退会、その他の処分を実施します。

5. 開示等について

- (1) 情報交流実施機関は、ご本人から個人信用情報についての開示請求があった場合、ご本人に対して開示します。
- (2) 情報交流実施機関は、ご本人から個人信用情報について内容の訂正、追加または削除の請求があった場合、必要な調査を行い、訂正等する場合には当該調査結果にもとづき行います。
- (3) 具体的な開示等の手続については、各情報交流実施機関ホームページをご覧ください。

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

株式会社シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

6. 教育・研修の実施について

情報交流実施機関は、個人信用情報の安全管理の徹底を図るため、個人信用情報機関の役職員および加盟会員に対して、教育・研修を実施します。

7. 違反に対する措置、漏洩事案等への対応について

- (1) 情報交流実施機関は、個人信用情報機関の役職員および加盟会員に対して、遵守すべき事項および違反に対する措置を定め、厳格に適用します。
- (2) 万が一、情報交流実施機関において、個人信用情報の漏えい等があった場合には、監督当局への報告、漏えい等の事実関係および再発防止策の公表、漏えい等の対象となった本人への事実関係の通知等の措置を講じます。

8. 継続的改善への取組みについて

情報交流実施機関は、個人信用情報の取扱いについて、必要に応じ、見直しを行う等継続的な改善に努めます。

平成21年4月1日

CRIN協議会